

質問回答

2023年6月1日

「(案件名) フィリピン国コタバト市上水道改善計画準備調査(QCBS)」

(公示日:2023年5月17日／調達管理番号:23a00161)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該項目	質問	回答
1	企画競争説明書 16 頁 (10)安全対策	フィリピン国安全対策措置(2019年6月7日版)で、別紙「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」及び「ミンダナオ渡航にかかる大使館通知手続について」が言及されています。これらの別紙が貴機構ウェブサイト上に見当たらないのですが、共有いただけないでしょうか。	「企画競争説明書」内の不備につきお詫びします。 別紙「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」については、適用対象者が異なり、また、個人情報部があるため、添付のとおり該当・必要箇所のみ共有させていただきます。 別紙「ミンダナオ渡航にかかる大使館通知手続について」については、内部資料となり、本資料に基づいて、特段ご対応をいただくことは想定されないため、ご放念ください。
2	企画競争説明書 16 頁 (10)安全対策 6)	「新型コロナウイルス感染症流行下における健康管理体制(フィリピン)」(別称:渡航シナリオ・プロトコール)が貴機構ウェブサイト上に見当たらないのですが、共有いただけないでしょうか。	5月8日の日本政府による新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、シナリオプロトコールは廃止されました。 但し、フィリピン国のガイドライン(※)に沿うとともに基本的な感染防止対策を徹底する必要があります。 (※)IATF Resolutions IATF (doh.gov.ph) また、渡航直前のコタバト市の感染状況及び Cotabato Regional Medical Center; CRMC(コタバト地域医療センター)の患者受け入れ状況

			次第では渡航の延期、滞在期間の短縮または取りやめを検討頂くこともありますので留意ください。
以上、5/30 回答掲載分			
3	p.21 第 7 条 (15) 住民移転・用地取得にかかる調査	「簡易住民移転計画案(英語及び露語)の作成を行う。」とありますが、露語作成は不要ではないでしょうか？	<p>貴方ご指摘のとおり、ロシア語版の作成は不要です。</p> <p>誤記をお詫びすると共に該当箇所を以下の通り訂正します。</p> <p>【P.21 (15) 住民移転・用地取得にかかる調査 3 行目】 (現行誤記) …生じる場合には簡易住民移転計画案(英語及び露語)の作成を行う。 (訂正) …生じる場合には簡易住民移転計画案(英語)の作成を行う。</p>

以 上

ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き

I. 安全管理

1. 体制

フィリピン全体の安全管理についてはミンダナオ地域も含め、フィリピン事務所総務班が総括する。

なお、ミンダナオ地域において緊急事態（爆破テロ、氏族間紛争、誘拐等）が発生した場合には迅速に本部安全管理部または24時間待機者に連絡し、指示・助言を仰ぐこととする。

2. 渡航者情報の管理

ミンダナオ渡航者情報については、総務班が毎週金曜日に滞在者情報を取りまとめ、関係者 [REDACTED] にメールで共有する。

II. 手続き

1. 関連規則・様式等

- (1) フィリピン国（ミンダナオ地域）安全対策措置（最新の情報を参照する）

2. 対象者

- (1) JICA と直接契約関係にある者（役職員、専門員、専門家、調査団員、ナショナルスタッフ、ローカルコンサルタント等）で JICA 業務のために渡航する者。（再委託先ローカルコンサルタントについては「7. フィリピンローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO 等）の安全対策に係る例外措置」のみ適用）
- (2) 邦人の資金協力関係者（有償及び無償の本体事業の関係者）については、JICA の安全配慮義務及び渡航措置の適用の対象外であるが、JICA が入手した治安情報を提供する（詳細は「6. 邦人の資金協力関係者（有償及び無償本体事業の事業者）に係る安全対策」を参照）。

3. Travel Security Advisory

渡航に際して、以下「4. 渡航に係る手続き」に従い事務所が契約するセキュリティ・コンサルタント（以下、「セキュリティ・コンサルタント」とする）より Travel Security Advisory を取得する。Travel Risk Rating は High、Medium、Low の 3 レベルで評価され、Rating 毎の対応は以下のとおり。なお、最終的な渡航の可否は上記 1. 関連規則・様式等（1）安全対策措置（JICA(GA) 第 6-14002 号）に基づき、安全管理部又はフィリピン事務所が判断する。

- **HIGH**：原則、渡航は延期（業務の必要上、どうしても延期できない場合、セキュリティ・コンサルタントが求める必要な安全対策措置を取った上で個別に可否を検討する）。
- **MEDIUM**：渡航延期（MEDIUM III）またはセキュリティ・コンサルタントの助言に従い必要に応じて警護員を帯同等した上で渡航可能。
- **LOW**：渡航可能（警護員の帯同は不要）。

4. 渡航に係る手続き

渡航者は以下のとおり対象者 A 及び B に分類される。

- **対象者 A**（役職員、専門員、直営専門家、調査団員、ナショナルスタッフ、草の根技協契約団体、中小企業支援関係者等。なお、業務実施契約コンサルタント、ローカルコンサルタントは含まない）
- **対象者 B**（業務実施契約コンサルタント、ローカルコンサルタント）

渡航に係る手続きは以下のとおり渡航先、警護の要否に分類される。手続きの詳細については、本紙 P4 以降を参照のこと。

渡航者 の類型	渡航先及びその際の手続き							
	カガヤン・ デ・オロ 市、ダバオ 市、カミギ ン州への業 務渡航	カガヤン・ デ・オロ 市、ダバオ 市、カミギ ン州への一 般渡航	バシラン 州、スール 一州、タウ イ・タウイ 州	上記以外の地域				
				紛争影響 地域外		紛争影響 地域※		
				警護 要	警護 不要	警護 要	警護 不要	
対象者 A のうち、 フィリピン在住者	A (1) ①②③④-a	A (2)	A (3)	A (4) ①②③ ④-a ⑤-a ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-a ⑥⑦	A (4) ①②③ ④-b ⑤-a ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-a ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-a ⑥⑦
対象者 A のうち、 本邦及び第三国か らの渡航者	A (1) ①②③④-b	別紙 4	渡航禁止	A (4) ①②③ ④-a ⑤-b ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-b ⑥⑦	A (4) ①②③ ④-b ⑤-b ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-b ⑥⑦	A (4) ①②③ ⑤-b ⑥⑦
対象者 B コンサルタント	B (1) ①②	—	B (2) 渡航禁止	B (3) ①②③ ④	B (3) ①②③ ④	B (3) ①②③ ⑤	B (3) ①②③ ⑤	B (3) ①②③ ⑤

※紛争影響地域は、2001 年に比政府と MILF との間で署名されたトリポリ合意に基づき指
定された下記地域の 3,847 バランガイ。

地域	州、町
第 9 地域	全州
第 10 地域	北ラナオ州
第 11 地域	東ダバオ州（タラゴナ町のみ）、 コンポステラ・バレー州（パントゥカン町のみ）
第 12 地域	全州（ジェネラル・サントス市、コロナダル市を除く）
ARMM 地域	全州

紛争影響地域地図

(Pursuant to the
implementation of the GRP-
MILF Tripoli Agreement on
Peace signed on 22 June 2001A

Legend:

- 1 ARMM
- 2 Conflict Affected Areas in ARMM
- 3 Conflict Affected Areas outside ARMM

ザンボアンガ市

カミギン州

カガヤンデオロ市

コタバト市

ダバオ市

ジェネラル・サントス

7

[REDACTED]

対象者 B（業務実施契約コンサルタント、ローカルコンサルタント等 JICA と契約関係にある事業者（以下、「コンサルタント」とする））

- B（1）カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州への業務渡航
- B（2）カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州への一般渡航
- B（3）バシラン州、スルー州、タウィ・タウィ州
- B（4）上記以外の地域

B（1）カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州への業務渡航

- ① コンサルタントは、原則出張開始日の2週間前までに F1 フォームの(2) 渡航者情報、(3) 渡航目的、(4) 渡航日程を記入し、事務所の案件担当者に提出する。
- ② 案件担当者はセキュリティ・コンサルタントによる Monthly Security Assessment を確認する。Travel Risk Rating が High 又は Medium の場合は、コンサルタントは案件担当者を通じて F1 フォームをセキュリティ・コンサルタントに提出し、Travel Security Advisory を取得（総務班 CC）し、Travel Risk Rating に基づき渡航者は必要な対応を取る。Travel Risk Rating が Low の場合は渡航可能と判断されるが、同様に F1 を提出して Travel Security Advisory を取得し、最新の情報を確認する。（「3. Security/Travel Advisory」参照）。

B（2）バシラン州、スルー州、タウィ・タウィ州

業務渡航・一般渡航共に禁止

B（3）上記以外の地域

- ① コンサルタントは案件担当者に渡航開始 2 週間前までに 2 週間分の活動計画書（Fortnight Schedule）を提出する。その後は、毎週 Fortnight Schedule（次の週の月曜日から向こう 2 週間の予定）を提出する。
- ② 案件担当者はコンサルタントから提出された活動計画書をセキュリティ・コンサルタントに提出し、Travel Security Advisory を取得する。（3 日から 5 日で結果を入手）

- ③ Travel Risk Rating は High、Medium、Low の 3 レベルで評価され、案件担当者はそれぞれのレベルに併せて必要な対応を取るようコンサルタントに指示する。（P3 「3. Travel Security Advisory」参照）
- ④ コンサルタントが紛争影響地域外に渡航する場合で警護が必要な場合には、コンサルタント自らが警護帯同等必要な安全対策を講じる。
- ⑤ コンサルタントが紛争影響地域に渡航する場合は上記③Travel Security Advisory に加え比政府停戦監視委員会（GPH-CCCH）に出張計画（①渡航者氏名、②訪問先、③移動手段、④宿泊先名・電話番号、⑤緊急連絡先を記載した行程表）を提出し、比政府及び MILF の両者からなる合同停戦監視委員会（J-CCCH）からの Joint Security Clearance を取得する。
- ⑥ 邦人コンサルタントが渡航する場合には、案件担当者は JICA フィリピン事務所「ミンダナオ渡航時の大使館通知について（2016 年 10 月 1 日版）」に従い、F1 フォームを記入し、総務班が集約して大使館担当者に提出する。

B (4) その他留意事項

- コンサルタントは現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定し必要な安全管理体制を構築するよう契約において定めることとする。なお、安全管理マニュアル策定に当たっては、当機構が定める安全対策措置及び本紙を参考すること。加えて安全対策に必要な経費（警護、衛星携帯電話、警備員傭上、安全対策設備費等）を契約金額に計上すること。
- コンサルタントは Travel Security Advisory に基づき、コンサルタント自らが警護の帯同等、必要な安全対策措置を講じる。なお、紛争影響地域において活動を予定している場合、コンサルタントは警護会社の選定に際しては、事前に比政府停戦監視委員会（GPH-CCCH）から助言を得ることとする。
- コンサルタントは携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようにする。案件担当者は電話番号を総務班に伝えること。

5. 安全対策（業務渡航可能地域）※対象者 A/B 共通

対象者 A 及び対象者 B ともに以下の安全対策に従うこととする。

（1）行動規制

- ① 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ② 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ③ 最高速度は時速 80km 程度とする。
- ④ 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑤ 各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする）。
- ⑥ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。

(2) 通信手段

渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようとする。衛星携帯電話はフィリピン事務所総務班より貸出（対象者 A のみ）。コンサルタントについては、衛星携帯電話に係る経費を契約に含めることとする。

(3) 宿泊可能都市

ミンダナオで宿泊可能な都市及びホテルについては隨時事務所総務班に確認する。

(4) プロジェクト・オフィスの設置

プロジェクト・オフィスを設置する場合には、事務所担当者はセキュリティ・コンサルタントによるアセスメントを実施し、必要な安全対策を指示する。また設置に際しては前広に本部からの助言を得る。

6. 邦人の資金協力関係者（有償及び無償本体事業の事業者）に係る安全対策

邦人の資金協力関係者（有償及び無償本体事業の事業者）については、JICA の安全配慮義務及び渡航措置の適用対象者外ではあるものの、安全管理の観点から以下のとおり対策を取ることとする。

- (1) 活動場所に応じて、J-CCCH（合同停戦監視委員会）、警察、国軍、関連 LGU 等から現地治安情勢の収集をし、必要なセキュリティアレンジメント等に関する助言を得る。
- (2) 邦人の資金協力関係者に対して、ミンダナオ島での活動計画書（Fortnight Schedule）を常時 2 週間以上先まで案件担当者に提出するよう依頼する。案件担当者は総務班に活動計画を共有し、総務班が集約して大使館担当者に提出する。
- (3) 事務所から邦人の資金協力関係者に対して、治安情報を適宜共有する。なお、活動地域で治安の悪化が確認された場合には、案件担当者は邦人の資金協力関係者の安全確認を行う。

7. フィリピンローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO 等）の安全対策に係る例外措置

フィリピンの団体・個人であっても原則的には本紙に従い、安全対策措置を講じることとする。但し、邦人と比べ、フィリピンローカルの団体・個人等については、言語、人的ネットワーク、コミュニケーション能力、土地勘等の観点から、セキュリティ・リスクが低いと考えられることから、以下の手続きを取ることにより例外措置が認められることとする。

- (1) 案件担当者は実施計画書決裁（新規）またはそれに準じるものに業務内容（活動対象地域、活動内容）、実施体制（団員構成等）、安全対策措置を記載した文書を添付し、安全管理部を合議先とし、安全対策統括役及び事業担当理事の決裁を得る。事業開始後も同様とする。（別紙 4 フォーマット参照）
- (2) フィリピンローカルの団体・個人との契約者は別紙 4 に基づき、契約を締結する。
- (3) 案件担当者はローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO 等）ミンダナオ島での 2 週間分の活動計画書（Fortnight Schedule）を取り付け、滞在者情報にて活動をモニタリングする。
- (4) 活動地域で治安の悪化が確認された場合には、案件担当者は関係者の安全確認を行う。

8. 留意事項

- (1) 邦人が紛争影響地域で活動する場合にはリスクをできる限り低くするために渡航頻度及び滞在日数は必要最小限に留め、7. 記載の団体・個人を最大限活用する。
- (2) ミンダナオ地域の脅威は大きく分けて、①比政府とイスラム過激派等武装勢力との交戦、②氏族間紛争や政治闘争などのリド（RIDO）、③身代金目的の誘拐事件及び脅迫事件などに起因する。①については 2014 年 3 月に比政府と MILF の間で包括和平合意がなされて以降、停戦合意違反はほとんど発生していないが、他の武装勢力による事件は 2017 年 5~10 月のマラウイ市占拠事件等、継続して発生している。②については散発的局地的に発生する傾向にあり、危険地域はある程度予見できるものの、引き続き注意が必要である。③についても件数は限定的であるが、散発的に発生している。従ってセキュリティ・コンサルタントや J-CCCH 等からの最新の治安情報に基づき、臨機応変に対応する必要がある。

以上

別紙2 カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州への一般渡航にかかる手続き及び留意事項

別紙4 フィリピンローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO等）に対する安全対策措置等

別紙2

カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州への 一般渡航にかかる手続き及び留意事項

1. アクセス

- (1) カガヤン・デ・オロ市、ダバオ市、カミギン州については空路のみの立ち入りとする。

2. 渡航措置及び手続き

(1) 渡航措置

- カガヤン・デ・オロ市、カミギン州：全域渡航可能
 - ダバオ市：渡航可能地域（添付地図の黒線で囲まれた地域）として指定されたダバオ市街地のみ（北：Barangay Panacan, 北西：Barangay Tugbok, 西：Barangay Bayabas, 南：Barangay Binugao まで）渡航可能
- ※Island Garden City of Samal は渡航不可

(2) 渡航手続き

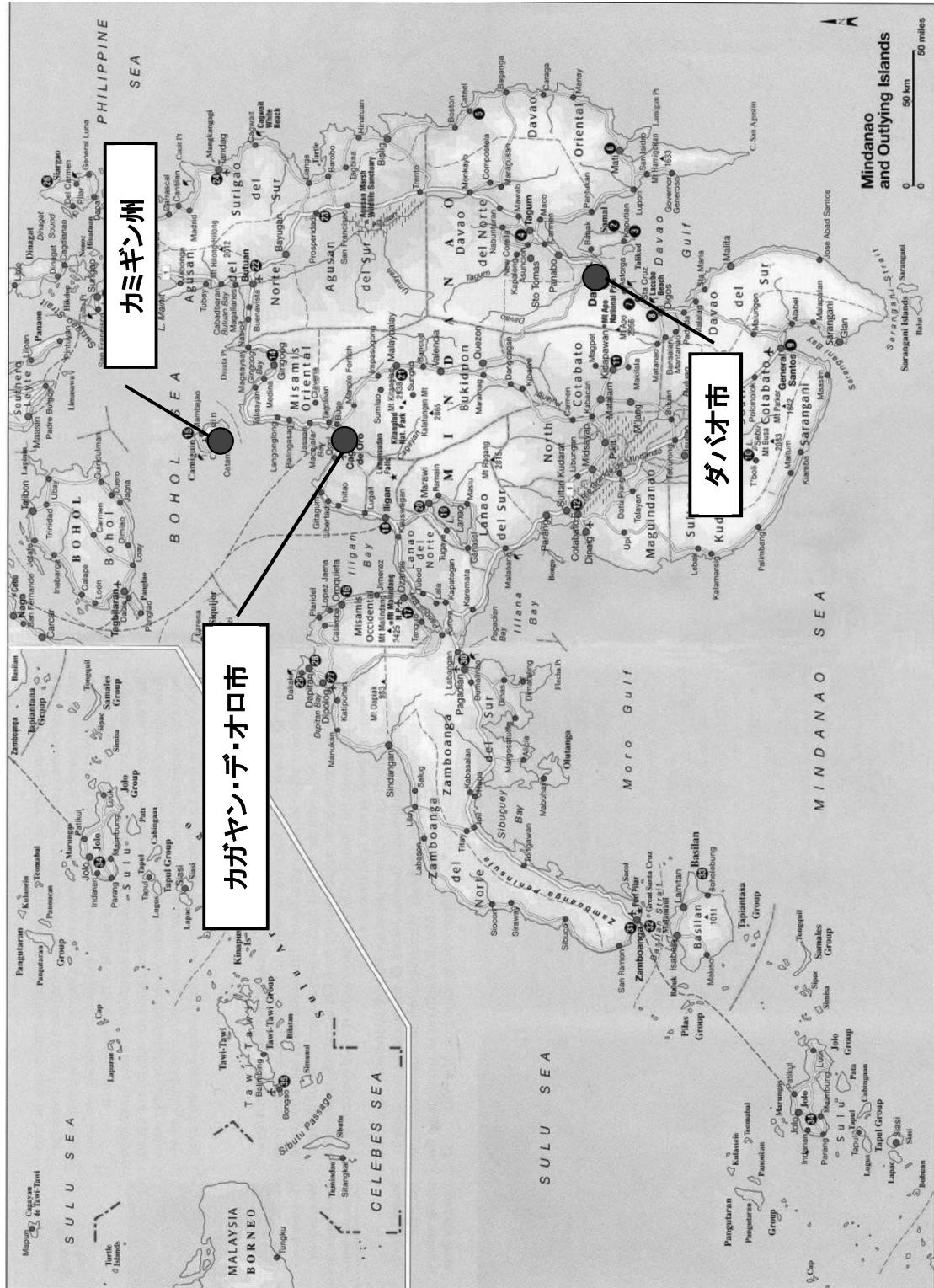
- 本邦及び第三国からの渡航者は、任国出発2週間前までにフィリピン事務所へ公電（英文）にて、①訪問先、②移動手段、③宿泊先名・電話番号、④緊急連絡先を記載した行程表を提出。
- フィリピン在住者は国内旅行届を出発1週間前までに事務所総務班に提出する。
- 事務所から渡航者に対して、渡航可能地域及び滞在時の注意点を通知。

3. 留意事項

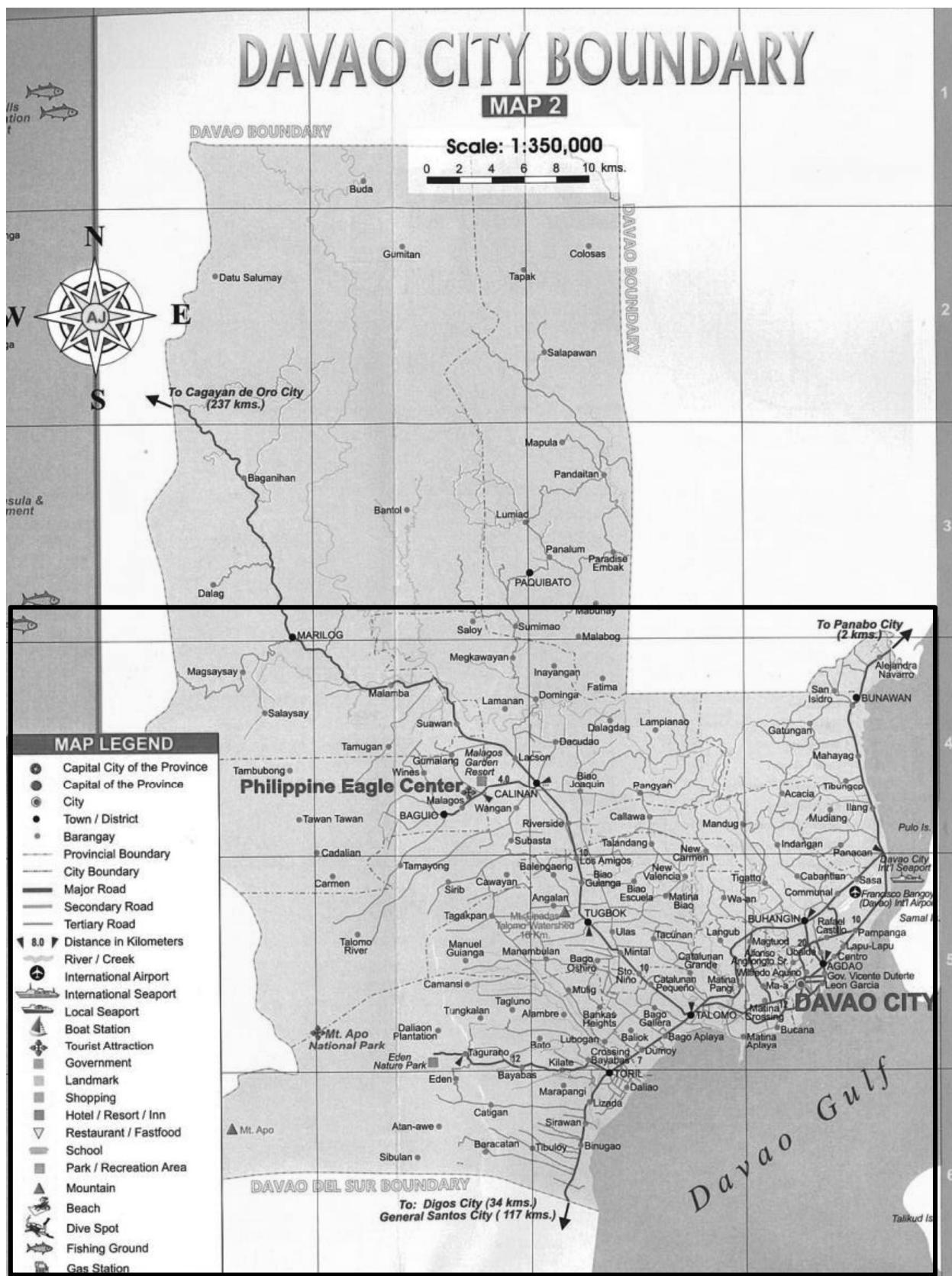
- ダバオ市及び市周辺地域は共産主義勢力（NPA: New People's Army）にあるため、治安情勢が流動的な地域も含まれていることから、治安情勢の急激な変化によっては渡航不可となる場合もある。

以上

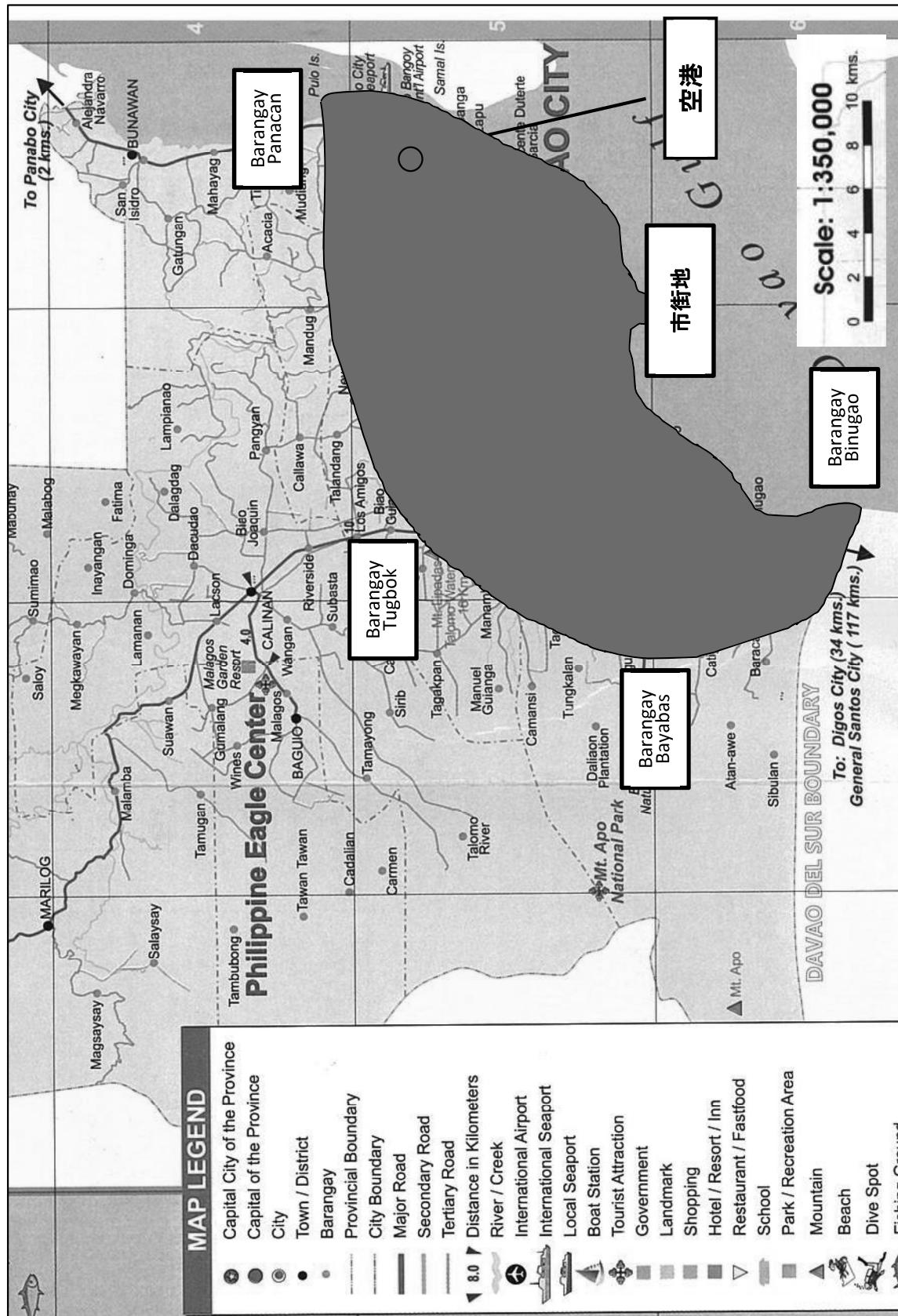
ミンダナオ地図



ダバオ市地図



ダバオ市渡航可能地域



(フォーマット)

フィリピンローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO等）に対する安全対策
措置等

1. 背景

邦人とフィリピン人を比較した場合、言語、人的ネットワーク、コミュニケーション能力、土地勘等の観点から、後者はセキュリティ・リスクが低いと考えられる。これらローカルの団体・個人に事業の実施を委託する場合には以下の措置を講じることとする。

2. 安全配慮に係る契約条項

事故が生じた場合の法的責任を明確にする観点から、事業を委託する際に、業務委託団体・個人と締結する契約書に「Liability(責任)」及び「Insurance(保険)」に関する条項を以下の内容にて明記する。

• Liability

(a) The CONTRACTOR shall, at his/her own expense, employ the necessary measures to ensure the security of the work site and the protection of its employees, sub-contractors and the third persons within the work site. JICA shall be exempted from or kept free and harmless from any claim or liability for any accident or injury during the execution of the work and for any loss of damage to the contractor's properties and those of sub-contractors, arising out of any cause whatsoever, including but not limited to the perils mentioned in Article Insurance.

(b) The CONTRACTOR shall comply with all labor laws such as Minimum Wage Law, Eight Hour Labor Law, Social Security System, National Health Insurance, Maternity contribution, ECC and other laws relating to employers and employees. It is hereby expressly understood and agreed that JICA shall not be liable in any manner whatsoever for non-compliance with any requirements involving employer-employee relationship and other matters relative to labor laws, and CONTRACTOR hereby renders JICA free and harmless from any responsibility whatsoever for non-compliance with any such requirements and for any violations of any laws, rules and regulations.

• Insurance

The CONTRACTOR shall, at his/her own expense, obtain and maintain for the duration of this contract, the following insurance coverage;

- (a) Insurance for any injury or death which may occur to his/her employees, his/her sub-contractors and third parties, regardless of their status, arising during the execution of their work for any cause whatsoever;
- (b) Insurance for the equipment and facilities to be used in the work under the contract against any damage by loss, fire or any other causes. (and by war, invasion, riot, military force or other similar disturbance); and
- (c) Other forms of insurance that the CONTRACTOR may deem necessary to protect his/her interest and that of JICA in connection with the work.

The CONTRACTOR should secure the above mentioned insurance policies from a reputable insurance company acceptable to JICA and shall submit them to JICA immediately upon the signing of this CONTRACT.

3. 安全対策措置

- (1) 通常当該地域で活動を行っている現地関係者については、J-CCCH（合同停戦監視委員会）、警察、国軍、関連 LGU 等から現地治安情勢の収集をし、必要なセキュリティアレンジメント等に関するアドバイスを得ることとする。
- (2) 携帯電話を携行し通信手段を確保する。
- (3) 都市間の移動は日の出から日の入までとする。
- (4) 毎週金曜日にミンダナオ島での 2 週間分の活動計画書 (Fortnight Schedule) を常に 2 週間以上先まで案件担当者に提出する。

以上